

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

設定する区域は、令和6年1月31日現在における北海道河東郡音更町の行政区域とする。面積は概ね4万7千ヘクタール（音更町面積）である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
自然公園法に規定する国立・国定公園区域
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域
自然公園法に規定する都道府県立自然公園
生物多様性の観点から重要度の高い湿地
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
シギ・チドリ類渡来湿地

1

(地理的条件)

音更町は、北海道の南東部、十勝平野のほぼ中央に位置し、南は十勝川を隔てて帯広市及び幕別町に、北は士幌町、西は鹿追町、芽室町、東は池田町に接している。

東部の南北に走る長流枝内丘陵を除いて概ね平坦で、音更川を中央に士幌川、然別川が北から南に貫流し、いずれも十勝川にそそいでおり地質も良く、恵まれた水利による肥沃な土壌や年間日照時間が約 2 千時間と長いことなど農業経営を行う上での地形的・気象的条件に恵まれている。

(インフラの整備状況)

音更町の市街地部を横断する北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジがあり、北海道東部と北海道内における大消費地である道央圏及び道外への移出拠点である苫小牧港とを結ぶ中心拠点となっている。また、同インターチェンジに接続し音更町を南北に縦断する一般国道（以下「国道」という。）241 号（帯広北バイパス）と市街地部を南北に縦断する国道 241 号（弟子屈町～帯広市間）は、国道 38 号、国道 242 号、国道 273 号、国道 274 号の 4 路線と交差・接続して、道央、道北、道東の主要各都市を結んでいる。また、本町は音更帯広インターチェンジと国道 241 号（帯広北バイパス）に隣接する道路交通インフラの要衝である区域に音更町 IC 工業団地を整備している。

最寄駅は約 9 キロメートルの距離にある北海道旅客鉄道（以下「JR」という。）根室本線の帯広駅で、札幌市までは JR 石勝線を利用して約 220 キロメートル（約 2 時間 30 分）、釧路市までは約 130 キロメートル（約 1 時間 30 分）となっている。

また、帯広空港までは、距離 35 キロメートル、車での所要時間は約 50 分（帯広－東京間・1 日 7 往復・所要時間約 1 時間 40 分）となっている。

(産業構造)

音更町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、令和 3 年の農業産出額は約 251 億円（農林水産省「市町村農業産出額（推計）」）となっている。本町農業は恵まれた諸条件を生かし、町の全体面積の半分以上を超える約 24,300 ヘクタール（農林水産省「作物統計調査」）の広大な農地で、専業農家を主体に約 630 戸（「音更町農業概要令和 4 年版」）の農家が小麦、豆類、てん菜、ばれいしょを基幹とし、野菜、稲作、酪農及び肉用牛を中心に、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開している。その結果、各作目で全国的に大きな生産シェアを占めるなど、主要な食料供給基地として重要な役割を果たしている。

一戸当たり経営耕地面積、家畜飼養頭数（令和 4 年）

単位：面積：ha、頭数：頭

	経営耕地面積	家畜飼養頭数	
		乳用牛	肉用牛
音更町平均	37.0	182	189
北海道平均	23.8	118	247
全国平均	2.2	103	64

（農林水産省HP、音更町農業概要より）

音更町の主要作目別作付面積、収穫量及び北海道内ランキング

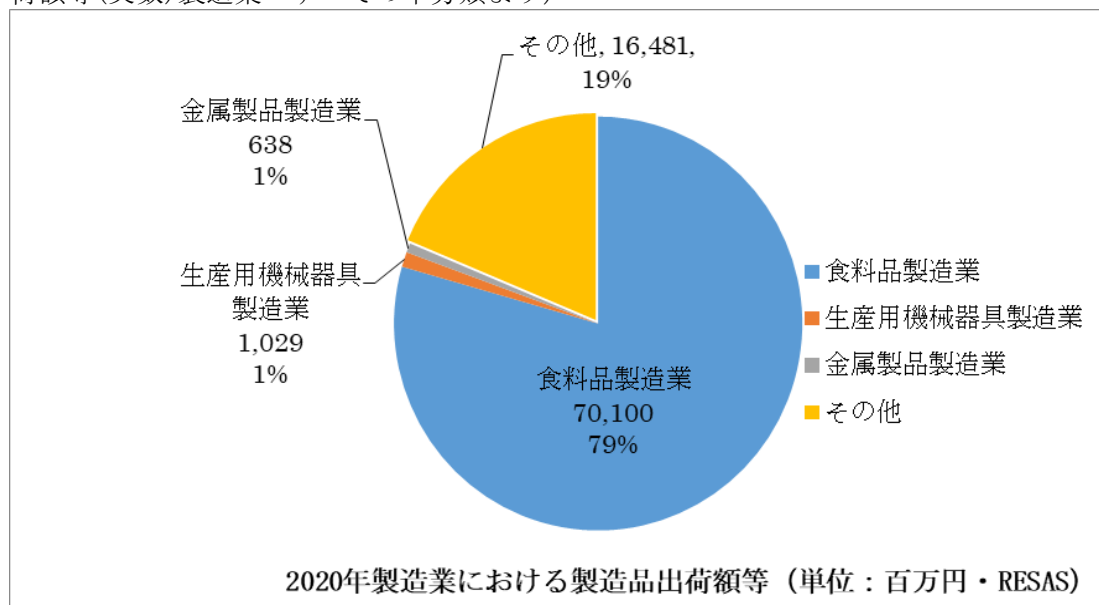
単位：面積：ha、収量：t

年 \ 作目	小麦				大豆				てん菜			
	作付面積	順位	収穫量	順位	作付面積	順位	収穫量	順位	作付面積	順位	収穫量	順位
令和 4 年	6,660	1	33,900	1	2,520	1	6,700	1	2,960	4	181,400	7
平成 3 年	6,530	1	46,600	1	2,650	1	7,840	1	3,040	4	230,200	3
平成 2 年	6,530	1	38,500	2	2,260	2	5,480	1	2,960	4	213,700	4
令和 元年	6,650	1	40,500	1	2,310	2	5,740	2	2,900	4	204,900	7
平成 30 年	6,750	1	34,500	1	2,380	2	6,150	1	2,950	4	204,700	3

年 \ 作目	ばれいしょ			
	作付面積	順位	収穫量	順位
令和 4 年	2,160	6	69,300	12
令和 3 年	2,070	7	71,400	10
令和 2 年	2,120	7	71,500	11
令和 元年	2,100	8	82,000	9
平成 30 年	2,170	7	74,200	11

(出典：農林水産省「作物統計調査」)

第二次産業は、豊富な農畜産物資源を背景に、食料品製造業が主要となっており、製造品出荷額約 882 億円のうち、約 701 億円と 79%を占めている。(RESAS データ-2020 年製造品出荷額等(実数)製造業 - すべての中分類より)



また、本町は帯広市を中心に十勝総合振興局管内全 19 市町村で取り組む、「農林漁業を成長産業にする（基本価値）」、「食の価値を創出する（付加価値）」、「十勝の魅力を売り込む（需要創出）」これら 3 つの取組が連携することにより、生産・加工・流通・販売のバリューチェーンによる十勝型フードシステムを確立しようとする「フードバレーとかち」に参画するなど、農畜産物や地場製品の販売を通じ、本町の有するブランドの発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指している。

第三次産業は、農畜産物の一大産地であることを背景に卸・小売業、農業協同組合等の複合サービス産業が盛んであるほか、観光産業が盛んであり、周囲を「北海道立十勝エコロジープーク」や十勝川河川緑地に囲まれていることなどから、緑豊かな環境と広大な十勝平野や日高山脈を一望できる景観を有しており、十勝の観光を代表する地域となっている。十勝川のほとりにある十勝川温泉は 124 年の歴史（1900 年開湯）と北海道遺産（平成 16 年 11 月指定）「モール温泉」が湧出する北海道を代表する温泉地となっており、第 37 回（2023 年度）「にっぽんの温泉 100 選」（主催：観光経済新聞社、後援：観光庁、他観光関連団体等）では、総合ランキング 22 位（北海道内 2 位）、泉質ランキング 11 位（北海道内 2 位）に選出されるなどの評価を得ている。

（人口分布の状況）

音更町の総人口は、1960 年代後半からの高度経済成長期以降、帯広市に隣接する恵まれた立地条件を背景とする住宅地開発の進展とともに増加を続け、約 60 年間で概ね 2 万人増加し、北海道内の町村としては最大の 4 万 3,576 人（令和 2 年国勢調査）となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

音更町は、町の最上位計画である「第6期（2021～2030）音更町総合計画」の5つの基本目標の一つに「経済の好循環でつくる元気あふれるまち」を掲げ、「地域の経済基盤の安定・充実のため、農畜産物の移出を強化しつつ、農林業、商業、工業、観光などの様々な関係者が連携し、新たな付加価値を地域にもたらす産品・サービスの創出と効果的な情報発信による地域経済の好循環を目指す」と謳っており、目標の達成に向けて、農地基盤整備による生産性向上・作業効率化、地域資源を活用した地域ブランド化への取組支援、農商工観連携による新事業の創出、農畜産物資源等の高付加価値化を目指した産学官連携などの施策を展開しているところである。

また、音更町は、帯広市を中心に十勝総合振興局管内全19市町村で取り組む、食と農林漁業を柱とした地域産業経済政策「フードバレーとかち」に参画している。当政策は「農林漁業を成長産業にする（基本価値）」、「食の価値を創出する（付加価値）」、「十勝の魅力を売り込む（需要創出）」これら三つの取組が連携することにより、生産・加工・流通・販売のバリューチェーンによる十勝型フードシステムを確立しようとするものである。

加えて、「第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、北海道遺産に指定されているモール温泉を資源とした観光振興等により、交流人口の拡大、農畜産物や地場産品の販売を通じ、本町の有するブランドの発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指している。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	16 百万円	217 百万円	1256.3%

(算定根拠)

- ・ 1件当たり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.43倍の波及効果を与え、促進区域で201百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 波及効果は、平成27年13部門北海道産業連関表-産業別の逆行列係数の列和から、振興する農業（1.511）、製造業（1.451）及びサービス業（1.340）の平均としている。
- ・ 201百万円は、促進区域の全産業付加価値額（54,205百万円）の約0.4%、製造業の付加価値額（7,362百万円）の約2.7%、宿泊業、飲食サービス業の付加価値額（2,099百万円）の約9.6%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。（令和3年経済センサス-活動調査）
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	5 百万円	36 百万円	620.0%
地域経済牽引事業の 承認事業件数	3 件	6 件	100.0%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で8%増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

字音更西二線、字音更西三線

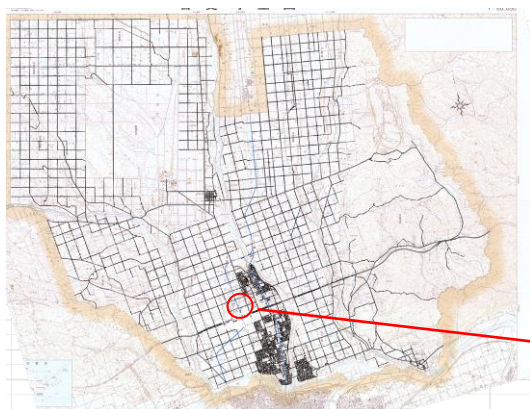
(概況及びインフラの整備状況)

面積は概ね 54 ヘクタールである。

本区域は、音更町 IC 工業団地の区域であり、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジ及び国道 241 号（帯広北バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有する交通インフラの要衝に位置している場所でもある。

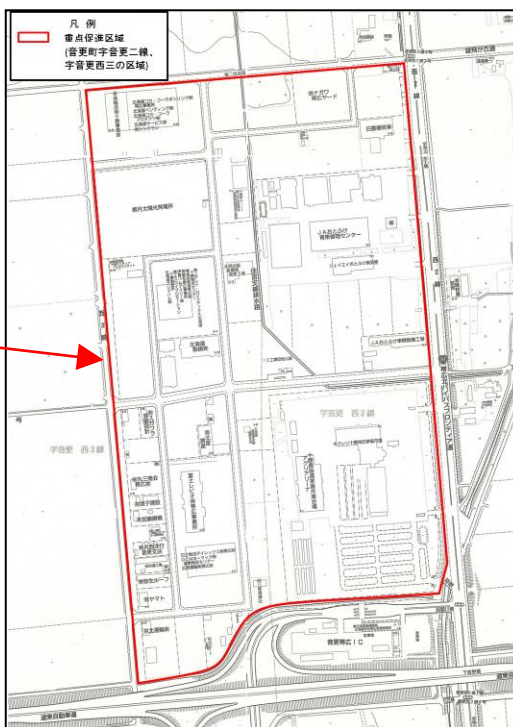
なお、本区域には、農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

また、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



重点促進区域

（字音更西二線、字音更西三線の区域）



(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、工業地域とされている。

音更町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジに隣接する IC 工業団地地区として、その交通利便性を活かした物流業務系ほか、産業振興に寄与するための工業系土地利用（一般工業地区）を図るべき区域の一部とされている。

「第 2 期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における記載：本町の強みを活かし

た産業を振興し、雇用の場を拡充するため、本区域（IC 工業団地）への企業誘致の促進を施策として位置付けている。

(2) 区域設定の理由

本区域は、音更町の要請により音更町土地開発公社が造成し、平成 12 年度から分譲を行っているエリアを含めた「音更町 IC 工業団地」区域であり、十勝地区家畜市場（ホクレン農業協同組合連合会）、青果管理センター・食品加工センター（音更町農業協同組合）、農機具販売業、物流・倉庫業などの農林業関連業種を中心に、医薬品製造業、環境・エネルギー業などの多種多様な企業が集積（35 社）している。さらなる企業集積を図ることにより農林水産、食料品等製造業といった産業を推進するためには重点的な支援が必要であることから、工場立地法の特例のみを活用することを目的とし、重点促進区域として設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

北海道河東郡音更町字音更西二線

9 番 1、9 番 2、9 番 5、9 番 6、11 番 1、11 番 2、11 番 3、13 番 1、13 番 2、13 番 5、13 番 6、13 番 7、13 番 8、13 番 9、15 番 1、15 番 4、15 番 6、17 番 1、17 番 5、17 番 24、17 番 25、17 番 26、17 番 27、17 番 28、17 番 29、17 番 30、17 番 31、17 番 32

北海道河東郡音更町字音更西三線

8 番 1、8 番 15、8 番 16、8 番 17、8 番 27、8 番 28、8 番 29、8 番 30、8 番 31、8 番 32、8 番 33、8 番 34、8 番 35、8 番 36、8 番 37、8 番 38、8 番 39、8 番 40、8 番 41、8 番 42、8 番 43、8 番 44、8 番 45、8 番 46、8 番 47、8 番 48、8 番 49、8 番 50、8 番 51、8 番 52、8 番 53、8 番 54、8 番 56、8 番 57、8 番 58、8 番 60、8 番 62、14 番 1、14 番 10、14 番 11、14 番 12、14 番 13、14 番 14、14 番 15、14 番 16、14 番 19、14 番 20、14 番 25、14 番 26、14 番 27、14 番 28、14 番 29、14 番 41、14 番 42、14 番 44、14 番 45、14 番 46、14 番 47、14 番 48、14 番 49、14 番 50、14 番 51、14 番 52、14 番 53、14 番 56

設定する区域は、令和 6 年 1 月 31 日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した農林水産分野
- ②音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した食料品等製造分野
- ③音更町の十勝川温泉等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

①音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した農林水産分野

音更町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、令和3年の農業産出額（農林水産省「市町村農業産出額（推計）」）は約251億円となっている。耕地面積約24,300ヘクタール（農林水産省「作物統計調査」）を有し、専業農家を主体に約630戸の農家が、大型農業機械による大規模土地利用型農業を展開している。耕種部門主要作目のうち小麦及び大豆は、近年、作付面積、収穫量ともに国内1位、2位を争っているほか、てん菜及びばれいしょについても国内トップクラスに位置している。

なかでも、本町で生まれ、作物に地名が付いた「音更大袖振大豆」は、風味が良く甘みが強いことから実需者から高評価を得ている。この裏付けとして令和4年度に機能性研究を行い、実需者や消費者に対して研究成果を周知し、作付維持・拡大、ブランド化を図っている。

また、北海道内で生産される小麦については、これまで農業団体がその商流の9割を扱う作目であったが、生産者と雑穀卸売業の民間企業が共同で管理・運営を行う小麦製粉工場が平成23年度から稼働している。これは、小麦製粉分野では画期的な6次産業化の取組であり、生産者と消費者のつながりを深くすることにより、農産物のブランド発信力、付加価値の向上に取り組んでいるなど、本町農業は、生産量だけでなく高品質でブランド力を持った農産物が生産されている。

さらに、畜産部門についても一戸当たり家畜飼養頭数が全国平均を大きく上回っているなど、農畜産物の主要な供給基地として重要な役割を担っている。

このように、音更町では農林水産分野に強みがあり、こうした特産物の高付加価値化等を通じて地域事業者の稼ぐ力の向上を図っていく。

②音更町の音更大袖振大豆等の特産物を活用した食料品等製造分野

音更町は、上記①でも示したとおり、我が国における主要な食料供給基地としての重要な役割を担っている。これら豊富な農畜産物資源を背景に、音更町における製造品出荷額等約882億円のうち、79%の約701億円が食料品製造業となっている。

また、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域」において記載する重点促進区域である音更町IC工業団地は、農業団体が運営する青果センターが立地するほか、国道241号（帯広北バイパス）及び北海道横断自動車道の音更帯広インターチェンジに隣接し、道内外への物流拠点としての好条件の立地環境を背景に、世界的に流通ネットワークを持つ流通事業者が立地するなど、本町の農畜産物の域外への搬出拠点となっている。



(道内外への物流拠点として好条件の立地環境に位置する音更町 IC 工業団地)

音更町は、「第 6 期（2021～2030）音更町総合計画」、「第 2 期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域の強みである農業を核とした産業の振興を重要目標に位置付けており、目標の達成に向け、事業所等の新增設に係る投資に対する課税免除（固定資産税）を展開しているところである。

さらに、帯広市を中心に十勝総合振興局管内全 19 市町村で取り組む、「農林漁業を成長産業にする（基本価値）」、「食の価値を創出する（付加価値）」、「十勝の魅力を売り込む（需要創出）」これら 3 つの取組が連携することにより、生産・加工・流通・販売のバリューチェーンによる十勝型フードシステムを確立しようとする「フードバレーとかち」に参画するなど、農畜産物や地場製品の販売を通じ、本町の有するブランドの発信力を高めることにより、域内経済の好循環、活性化を目指している。

以上を踏まえ、音更町では、地域の豊富な農畜産物資源等の特産物を活用し、地域で加工し、付加価値を高める取組を強化することで、地域事業者の稼ぐ力の向上を図るものとする。

各支援制度の実績額等（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：千円

事業名	平 30	令元	令 2	令 3	令 4
課税免除(税額)	54,058	43,950	50,357	47,136	42,240
事業所立地奨励金	39,701	42,353	24,830	21,675	29,345
町制度融資利子補給	0	0	0	0	0
町制度融資保証料補給	5,364	5,070	5,008	4,977	5,650

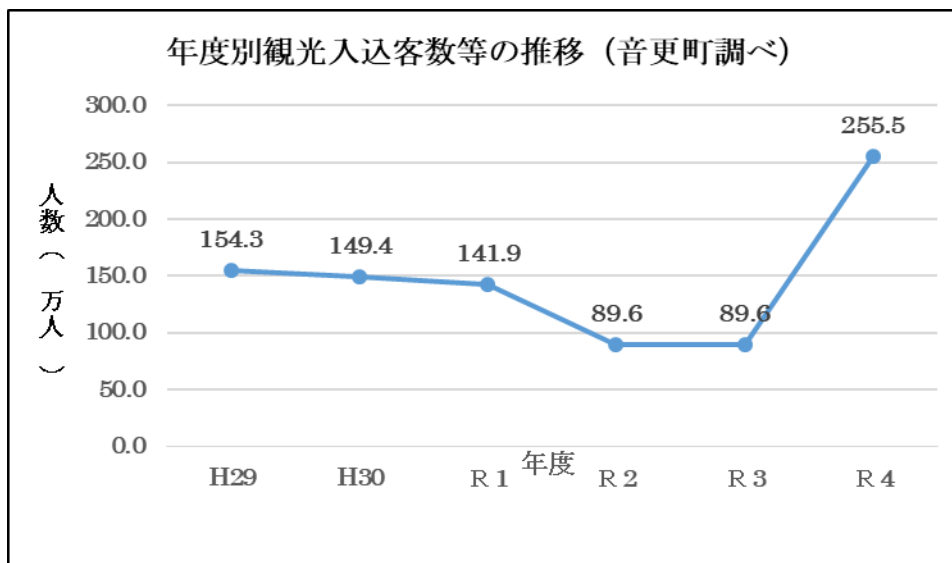
(音更町調べ)

③音更町の十勝川温泉等の観光資源を活用した観光分野

音更町は「第 2 期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、開湯 124 年の歴史を持ち、北海道遺産にも登録されているモール温泉を主要な観光資源として、二次交通の充実、滞在型観光を促進するための参加型・体験型観光メニューの充実を通して、交流人口の拡大に向けた観光振興事業を推進している。

コロナ禍にあっても、音更町十勝川温泉観光協会が実施する、十勝川温泉行きの長距離バス「モール温泉号」(旭川市―十勝川温泉間・札幌市―十勝川温泉間)の無料運行を支援してきた。

また、地域の中心部に新たな拠点施設として平成 28 年 12 月にオープンした「ガーデンスパ十勝川温泉」は、「道の駅ガーデンスパ十勝川温泉」として、令和 2 年 7 月に道の駅に登録された。加えて、令和 3 年 4 月には、これまでの「道の駅おとふけ」が、「道の駅おとふけ なつぞらのふる里」として、音更帯広インターチェンジの近く、国道 241 号(帯広北バイパス)沿いに移転した。同道の駅は、令和 4 年 9 月に移転開業から来場者が 100 万人に到達するなど、観光入込客数の増加に大きく貢献している。これに加え、町内 2 箇所の道の駅がもたらす相乗効果を通してさらなる観光客の誘客を推進していく。



さらには、「トカプチ 400」とよばれる十勝地方を八の字に巡るサイクルルートが、令和 3 年 5 月に、自転車活用推進法によるナショナルサイクルルートに指定され、「道の駅おとふけ」がサイクリストの受け入れ施設となる「ゲートウェイ」の登録を受けた。こうしたサイクルツーリズムとの連携を通して、新たな滞在型観光を推進していく。

また、音更町は、アウトドア用品、アウトドアイベント・ツアーの企画販売事業者を通して道の駅や観光スポットなどの情報発信等を行っており、今後は、イベントなどの開催や自然体験メニューの提供を通して、参加型・体験型観光を充実させていく。

このように、施設による誘客だけでなく、参加型・体験型メニューの充実を組み合わせた観光振興により経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税及び道固定資産税の減免措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について減免を行う。

②町固定資産税の減免措置

音更町では、一定の要件を課した上で、事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除、助成金の交付に関する条例を制定しており、北海道と同様に地域経済牽引事業に係る事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税について減免を行う。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公共データの民間公開

事業者の幅広い活用を促すため、音更町が保有するデータを、性質を問わず、オープンデータとしてインターネットで順次公開していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課内、音更町経済部商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び音更町が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保に向けた支援

「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」において記載する重点促進区域（音更町 IC 工業団地）の空き土地が残り少ない状況から、新たな工業団地の整備計画を進める。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税及び道固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②町固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公共データの民間公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①産業用地の確保に向けた支援	整備手法の検討・関係機関協議	関係機関協議	関係機関協議
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、北海道及び音更町は、支援機関である国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学（以下「帯広畜産大学」という。）及び公益財団法人とかち財団（以下「とかち財団」という。）と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①帯広畜産大学

産学官連携による地域産業振興の拠点的存在として、民間との連携窓口となる「産学連携センター」を設置し、研究シーズの発信やこれを活用した企業等との連携による研究、企業等からの技術相談窓口、産学官金連携に向けた情報発信・交流促進を行っている。

②とかち財団

十勝地域の産業活性化による地域振興を図り、活力ある地域社会を形成すること目的として設立され、現在、帯広市内の 3 つの拠点（十勝産業振興センター・食品加工技術センター・十勝事業創発支援センター（LAND））において、ものづくり支援・事業創発支援等の活動を展開している。

十勝産業振興センター・食品加工技術センターでは、研究開発・技術支援拠点として、技術・製品の開発や改良、技術者育成等の機能を果たしている。十勝事業創発支援センター（LAND）では事業創発支援拠点として、ビジネスコミュニティ・ネットワークを形成するためのコーディネート機能を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めている。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（国見山鳥獣保護区及びオサルシ鳥獣保護区）や国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、北海道自然環境担当部局のほか、環境省北海道地方環境事務所と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、希少種の生息等への影響がないよう、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めている。特に多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めている。

また、音更町は厳寒地域であることから、冬期間の道路凍結による事故防止のため、除雪や凍結防止剤散布などの道路管理に努める。さらに企業に対してはすべり止め砂を配布し、車両出入口周辺道路への散布作業協力を求めるなど、企業と連携した交通安全対策を進めている。

(3) その他

PDCA 体制については、音更町経済部を中心に関係部課長による会議を開催し、本基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。当会議には必要に応じ、音更町商工会、金融機関及び支援機関等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地の利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「北海道音更町基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済索引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。